

JA共済連のごあんない
2012

ひと・いえ・くるまの総合保障



JA共済は、「相互扶助(助け合い)」を 事業理念としています。

～人と人との「絆」を深めたい～

「一人は万人のために、万人は一人のために」

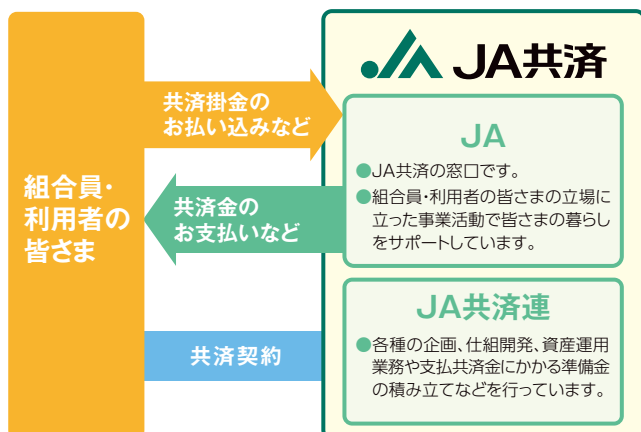
日本の農村では、古くから共同体をつくり、お互いに支え合い、助け合って暮らしを営んできました。日常の農作業はもちろん、自然災害や火事などの災害時には、共同体全体で救済・援助を行いました。そうした歴史を背景に、農家組合員が協力して農業生産力の増進と経済的・社会的地位の向上を図ること、そして、協同による事業活動を通じて、農家組合員の幸福と利益を実現することを目的に「農業協同組合(JA)」は生まれました。

JAの共済事業は、こうした相互扶助(助け合い)を事業理念として、自主的・民主的に運営されており、人間性の尊重や地域社会づくりへの貢献をめざしています。



JA共済の役割と事業実施のかたち

- JA共済は、JAの行うさまざまな事業の一環として、組合員・利用者の皆さまと共済契約を締結することによって、「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。
- JAとJA共済連は、共同で共済契約を締結し、それぞれの役割を担いながら、一体となって保障提供を行っています。



JA共済の事業展開の基本的考え方

～「安心」と「信頼」で地域をつなぐJA共済～

JA共済は「組合員・利用者視点に立った事業展開の一層の徹底」を図り、組合員・利用者との100%コミュニケーションをめざします。

JA共済は、「平成22年度から24年度 JA共済3か年計画」における基本方向を次のとおり掲げ、組合員・利用者の皆さまの視点に立った事業展開の一層の徹底を図ります。

- 組合員・利用者および地域住民とのつながりの強化を通じた事業基盤の維持・拡大
- JAの共済事業実施体制および連合会のJA支援機能等の強化
- さらなる事業基盤の維持・拡大に向けた新たな事業展開



平成24年度は、「組合員・利用者および地域住民の皆さまとのつながりの強化を通じた事業基盤の維持・拡大」を果たし、将来にわたり安心と満足を提供するため、以下の事項に重点的に取り組みます。

今次3か年計画達成に向けた取り組み

- 1 3Q訪問活動における保障点検活動の実践と3か年全戸訪問の達成
- 2 未保障・低保障世帯への取組強化による万全な保障提供の確立
- 3 事業基盤の維持・拡大への取り組みの徹底
- 4 エリア戦略の展開に向けた取組強化
- 5 共済事業実施体制の強化



JAマークの大きな三角形は「自然」「大地」、小さな三角形は「人間」を表しています。左端の円は「農業の豊かさ」「実り」、さらには協同の精神に基づく「人の和」を象徴しています。

目 次 I N D E X

トップメッセージ	2
東日本大震災への対応	5

2011年度の業績

JA共済の事業概況	8
資産・負債等の状況	10
収支の状況	11
健全性を表す指標	12

事業活動

ひと・いえ・くるまの総合保障	14
ご契約について	17
JA共済フォルダー	19
共済金請求について	20
ダイレクトサービス	22
農業者の皆さまへの取り組み	23
コンサルティング力の向上に向けて	23

地域貢献活動への取り組み

交通事故対策活動	24
災害救援／健康増進／在宅介護支援活動	26
文化支援／環境保全活動	27

組織概要

JAグループの組織概要とJA共済の位置づけ	28
JA共済連の組織概要	29
JA共済Q&A	30
JA共済のあゆみ	33

JA共済連のごあんない2012 (2012年8月発行)

全国共済農業協同組合連合会 (略称:全共連／愛称:JA共済連)
National Mutual Insurance Federation of Agricultural Cooperatives
〒102-8630 東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル
TEL.03-5215-9100(代表)／編集担当：広報部

JA共済は『助け合う』という理念のもと、地域に根ざし、皆さまに「安心」と「満足」をお届けしていきます。

刊行のごあいさつ

日頃よりJA共済事業をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

私どもの経営方針、事業概況、財務状況などを皆さまにわかりやすくお知らせするために「JA共済連のごあんない2012」を作成いたしました。

本誌をご覧いただき、JA共済事業に対する一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。



経営管理委員会会長
安田 舜一郎

代表理事理事長
横井 義則

平成23年度を振り返って

甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から1年半が経ようとしています。あらためて、犠牲となられた方々とそのご遺族に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害にあわれた皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。また、平成23年度は、台風12号・15号の発生など、多くの自然災害が発生いたしました。被害にあわれた皆さまに重ねてお見舞いを申し上げます。

東日本大震災に関しましては、被災地域の復旧・復興に向けて、JAグループの一員として義援金や物資の支援等の取り組みを行ってきました。

また、被災されたJAへの業務支援、全国各地から損害査定員を動員した損害調査や被災された契約者さまに向けた特別措置の実施、地元を離れ避難されている契約者さまを対象とした相談窓口の開設などの取り組みを通じて、一日も早く安心と共済金をお届けできるよう、事業の総力を上げて取り組んでまいりました。

この結果、東日本大震災にかかる共済金は平成24年3月末時点で、8,900億円を超える金額となっています。この共済金は契約者の皆さまからお預かりした共済掛金と、それを基にした準備金等からお支払いしており、まさに「助け合う」というJA共済の事業理念が結実し、地域密着の事業活動の真価が発揮されたものと考えております。

このように、震災への対応を通じて、改めてJA共済事業の使命の大切さと、私どもの社会的責任の大きさを痛感した次第です。また、今後新たに大規模災害が発生した場合でも、その責任を果たせるよう、さらに堅固な態勢の確立に向けて尽力してまいります。

さて、平成23年度の国内経済は、震災の影響により大きく落ち込んでいましたが、復興需要の高まりなどを受け、持ち直しの動きがみられました。しかしながら、ギリシャ危機を端とする世界経済の減速懸念や、円高の進行、タイの洪水被害等により、回復基調には至っておりません。

農業をめぐるのは、農業者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加、所得の低下傾向などが続くなか、震災や福島第一原発の事故による農畜産物の出荷制限・風評被害などにより被災地域の農家経営は重大な危機に直面しています。このような情勢に加え、環太平洋連携協定(TPP)について、交渉参加に向けた関係国との事前協議が開始されるなど、今後の動向は予断を許さない状況となっています。

一方で、近年の市場原理主義への過度な偏重を見直す必要があるとする世論や、震災以降、被災地の復旧・復興に向けて、『助け合いの輪』が広がり、多くの『絆』が結ばれていることなど、JA・JA共済が事業理念とする『協同』、『相互扶助』の大切さが、広く世の中に改めて認識されています。

おりしも、本年は国連が定めた「国際協同組合年」です。『協同の力』を発揮して、共生的な社会経済活動を行うことで、人々の暮らしの安定と平和な社会を築いていく必要があると考えます。

JA共済は、事業開始より60年超、しあわせの輪

を広げるべく事業活動を展開してまいりました。これからも『みんなで助け合う。』という理念のもと、地域に根ざして、組合員・利用者の皆さまに「安心」と「満足」をお届けできるよう、「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供と健全な経営で、誠実な事業活動を行ってまいります。

平成23年度の取り組みと事業展開

○事業推進

平成23年度の推進活動は、3Q訪問活動における加入内容説明と保障点検活動の徹底に取り組むとともに、震災による建物・家財保障ニーズの高まりを踏まえ、建物・家財保障の提供にかかる特別対策を行うなど、「ひと・いえ・くるま」の保障提供活動の強化に取り組みました。この結果、建物更生共済の実績が好調に推移し、長期共済と短期共済の統一目標である推進総合目標、新規契約目標である重点施策目標ともに全国目標を達成することができました。

共済金の支払いについては、震災にかかる支払共済金をはじめとして、全体の支払額が、満期共済金・事故共済金の合計で4兆3,361億円となり、組合員・利用者の皆さまの生活保障や、自然災害等からの復旧・復興にお役立ていただくことができました。

今次3か年計画の最終年度となる平成24年度は、3Q訪問活動の完全定着を図るとともに、未保障・低保障解消の観点から、引き続き保障点検活動を積極的に展開し、万全な保障提供の確立をめざしてまいります。

○契約者・利用者への皆さまへのサービスの向上・信頼性の向上に向けた取り組み

サービスの向上に向けた取り組みとして、保障設計書および契約申込書などの見直しを行うとともに、引受審査・支払査定の迅速・適正化への取り組みを強化しました。また、自動車共済について、「ご契約のしおり・約款」のWeb化などを行いました。

信頼性の向上に向けた取り組みとして、普及担当事者を対象とした「研修修了認定制度」について、平成24年度の完全実施に向けて研修修了認定を継続しました。また、コンプライアンス態勢を強化するため、重要事項説明書の説明・交付および意向確認制度の継続実施により適正な事務処理の強化を図りました。

組合員・利用者の皆さまへのサービスの向上・信頼性の向上に向け、引き続き、的確な対応を行ってまいります。

○共済仕組みの開発

がん罹患時にかかる費用負担を包括的に保障するため、がん共済の仕組改訂を実施するとともに、加入者の範囲拡充を図るため、医療共済の仕組改訂を行いました。また、地震に対する保障提供等を目的とした自動車共済の仕組改訂を実施しました。

今後とも、組合員・利用者の皆さまのニーズを的確に反映した「魅力ある」、「わかりやすい」仕組を提供するため、仕組開発・改訂に取り組んでまいります。

○地域に根ざした地域貢献活動の展開

豊かで安心して暮らせる地域社会づくりに貢献するため、地域の交通事故対策活動「地域の安全・安心プロジェクト」を継続実施するとともに、震災により甚大な被害を受けた地域における交通安全インフラ等の再整備支援に取り組ましました。

○資金運用の取り組み

資金運用については、資産・負債の総合的な管理（ALM）の強化の観点から、長期の円貨建債券などの円金利資産を主体とした運用を継続し、長期・安定的な収益を確保しうるポートフォリオの構築に取り組ましました。あわせて、株式や外貨建債券などについて、価格変動リスク等の管理の徹底を図りながら、資産内容の改善等に取り組ましました。この結果、正味財産運用益は8,226億円を確保し

ました。

平成24年度も、円金利資産を中心とした運用を基本とし、株式や外貨建債券などについてはリスク管理の一層の徹底を図るなかで機動的な運用を行い、収益性の向上に取り組まします。

○経営の健全性確保に向けた取り組み

平成23年度においては、将来の共済金支払いに備えた異常危険準備金の積み増しや、財産運用にかかる価格変動リスクに備えた価格変動準備金の積み増しを行いました。加えて、将来導入が見通される「時価評価に基づく監督基準」への対応等の観点から、総額6,000億円規模の資本増強を行いました。これらにより経営の健全性指標である支払余力（ソルベンシー・マージン）比率は633.4%となっており、強固な財務体質が確保できております。

おわりに

JA共済は、事業推進においてはフェイス・トゥ・フェイスによる説明責任をしっかりと果たし、万全な保障・サービスを提供するとともに、コンプライアンスの徹底・強化のもと、丁寧かつ誠実な事業活動を行うことにより、これからも組合員・利用者の皆さまが、安心して豊かに暮らすことができる生活づくり・地域づくりに努めてまいります。

2012年8月

JA共済事業の使命

- 一、JA共済は、農業協同組合が理念とする「相互扶助」を事業活動の原点とし、常に組合員・利用者の信頼と期待に応え、「安心」と「満足」を提供します。
- 一、JA共済は、最良の保障・価格・サービスによる「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じて、組合員・利用者の豊かな生活づくりに努めます。
- 一、JA共済は、事業活動の積極的な取り組みを通じて、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献します。

東日本大震災への対応 ～ JA 共済の取り組み～

東日本大震災により被災された皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。

JA共済は、被災された皆さまの一日も早い復旧・復興に向け、総力を挙げて取り組んでいます。

震災発生を受けて

■災害対策本部の設置

JA共済連では東日本大震災発生直後から被災県本部および全国本部に災害対策本部を設置しました。被災地においてはライフラインが切断される状況下、職員の安否確認と情報収集を実施。翌日か

らは、JAの被災状況の実態把握、今後の調査・損害査定の方針、問い合わせ窓口の整備、被災者へのお見舞いや支援対策等に関する協議を行い、対応策を講じました。

被災地に「安心」と共済金をお届けするために

■ご契約者さまのお宅に訪問し「安心」をお届け

震災発生直後、普段から接しているJA職員がご契約者さまのお宅に訪問し、ご無事でいらっしゃるかどうか確認をするとともに、共済のご加入状況や今後の共済金お支払いにかかる手続方法などをご説明し、『安心』をお届けしました。

■被災建物等の損害調査・お支払対応

全国各地から合計2,475名の自然災害広域損害査定員等を派遣し、JAとJA共済連が一丸となって、初動対応や損害調査を進めました。

また、ご請求漏れを防ぐための請求勧奨のハガキの送付や、川崎センターを拠点として共済金請求にかかる事務処理なども実施しました。その他、沿岸部において、航空写真撮影による津波被害調査を取り入れるなど、被害状況に合わせた取り組みを行いました。



津波で罹災した組合員宅の損害調査

■共済金お支払いの状況

未曾有の被害をもたらした災害に際し、一刻も早い共済金のお支払いに向け、迅速な損害調査・支払査定を実施しました。

平成24年7月末時点の集計で、建物更生共済の支払金額は8,788億円(約63万件)、生命共済の支払金額は326億円(約2千件)となっています。この共済金は、ご契約者の皆さまからお預かりした共済掛金と、それをもとにした準備金等からお支払いしています。「みんなで、助け合う。」というJA共済の事業理念が結実したものと考えます。

■今後の自然災害への備えについて

今回の震災では、9,200億円を超える共済金をお支払いしていますが、今後、東日本大震災に匹敵する大災害が発生した場合でも、海外再保険や、これまで造成してきた異常危険準備金などの積み立てにより、十分な支払担保力を確保しています。

なお、自己資本の充実などにより事業基盤の強化が図られ、支払余力(ソルベンシー・マージン)比率は633.4%となっており、十分な支払余力を確保しています。

生命総合共済

支払件数 支払金額
2,196件 **326億円**

建物更生共済

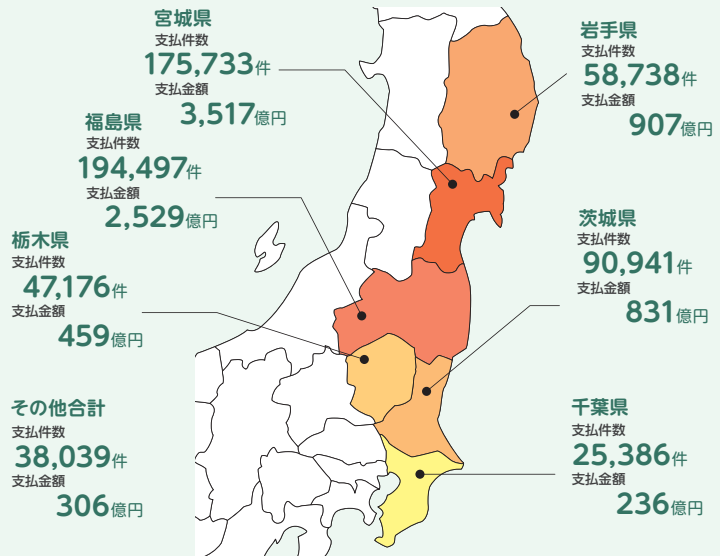
支払件数 支払金額
63万510件 **8,788億円**

団体建物火災共済

支払件数 支払金額
2,633件 **113億円**

※平成24年7月31日時点集計

建物更生共済の支払件数・支払共済金について



■ご契約者さま向けの特別取扱いの実施

被災されたご契約者さまを対象として、次の特別取扱いを行いました。

特別取扱い	内 容
共済掛金払込延長等	<p>東日本大震災により被害を受けたご契約者さまに対し、共済掛金の払い込みおよび短期共済の継続手続きが困難な場合に、これらの払込猶予期間の延長、払い込みまたは継続手続きの猶予を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申込期間……………平成23年9月30日まで ● 猶予期間満了日……長期共済:最長12か月 ……………短期共済:平成23年9月30日まで <p>なお、福島第一原発事故により被害を受けたご契約者さまに対しては、長期共済について追加措置を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申込期間……………平成24年3月12日まで ● 猶予期間満了日……最長平成25年3月11日まで <p><実施状況> 408,946件(長期291,601件、短期117,345件)</p>
自賠償共済の取り扱いにかかる特別措置の実施	<p>自動車検査証の有効期限が延長された地域の車両を対象として、手続きと払い込みの猶予期間を拡大しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申込期間……………平成23年9月30日まで ● 猶予期間満了日……平成23年9月30日まで
共済証書貸付にかかる特別利率の適用	<p>東日本大震災により被災し、災害救助法適用地域に居住するご契約者さまに対し、新規に借り入れのお申し込みをいただいた共済証書貸付について特別利率(1.50%)を適用しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象期間……………平成23年6月30日借入申込分まで ● 適用期間……………貸付期間中(最長1年間) <p><実施状況> ● 貸付件数:4,624件 ● 貸付金額:20億2千万円</p>
共済事務代行	<p>東日本大震災によりJAの本・支店等が被災し、JAにおける共済事務の取り扱いが一時的に困難となった場合に、元受JA以外のJAにおいて事務受付等を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事務代行可能期間 平成23年4月8日から同年9月30日 <p><実施状況> 1,706件</p>
その他共済契約の特別措置について	<p>災害救助法適用地域に居住するご契約者さまなどを対象として、期限等を延長しました。</p>

■ご契約者さま相談について

地元を離れ県外等に避難されているご契約者さまなどからの問い合わせ・相談の窓口として、平成23年4月8日から12月28日まで、最大14名体制で避難契約者相談受付センターを開設しました。

■広報活動について

新聞・テレビ等のメディアを通じてJA共済の情報を伝えるため、ニュースリリースの発信やお見舞い広告を掲載しました。JA共済ホームページにおいては、適時、ご契約者さまに向けた情報発信を実施しました。

また、地元を離れ県外等に避難されているご契約者さまに対して相談窓口や共済契約の取り扱いを記したポスター・チラシを作成し、配布しました。

加えて、新聞広告・ポスターなどを通じてJA共済の事業理念や建更の仕組みを訴えるとともに、テレビCMを制作・放映しました。

また、BS放送にて、被災地で奮闘するLAやJA役職員の取り組みを通してJAを取り巻く地域が復旧・復興していく姿が、「被災地にまいた希望の種～ふるさとに安心を届ける人たち～」というタイトルで、放映されました。

被災地支援にかかる各種活動に取り組み、復旧・復興に貢献

■災害シートサービス

被災地域のJAからの要請に基づき、災害シートを9万3,640枚提供しました。



大きさ：3.6m×5.4m (12畳)

■災害救援活動の実施

被害を受けたご契約者さまや、JAへの支援を行うため、災害見舞金の支給やJAの事務所等の復旧支援を行いました。

■被災地域のインフラ整備にかかる支援

大津波等により甚大な被害を受けた地域を対象として、交通安全インフラ等の再整備支援のため、高規格救急車の寄贈や中核医療施設の復旧に向けた支援を行いました。



高規格救急車15台を寄贈 (平成24年3月末時点)

■義援金の寄附

JAグループの一員として全国農業協同組合中央会を通じ、32億円を超える義援金を寄附しました。この義援金は被災農業者・JA等の事業基盤の復興・再建支援に役立てられています。

■ドクターヘリによる被災者救援

JA共済連では、平成16年度からドクターヘリの普及促進支援に取り組んでいます。このたびの震災では、全国から集結したドクターヘリが被災者救援に貢献しました。



写真提供：聖隷三方原病院

■早稲田大学と共同で寄附講座を開設

早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンターと共同して、三陸沿岸地域の震災復興をテーマとして、平成24年4月に寄附講座「震災復興のまちづくり」を開設、3年間継続して開講します。



『震災復興のまちづくり ～気仙沼復興～』受講生の皆さんと講師陣

JA共済の事業概況

JA共済の主な加入状況



JA共済は
生活総合保障を展開しています。



生命総合共済(保有契約)
加入件数
1,900万件
保障共済金額
157兆6,431億円



建物更生共済(保有契約)
加入件数
1,087万件
保障共済金額
146兆776億円



自動車共済(保有契約)
加入件数
847万件
自賠償共済(保有契約)
加入台数
707万台

2011年度の業績

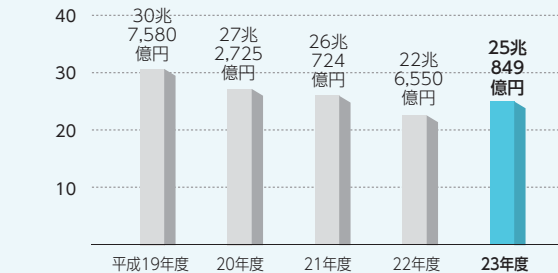
共済契約の概況

■ 長期共済 新契約高

保障共済金額

25兆849億円

(単位:兆円)

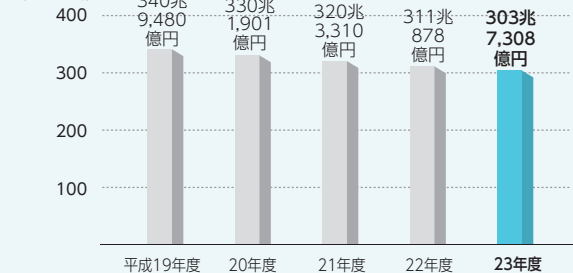


■ 長期共済 保有契約高

保障共済金額

303兆7,308億円

(単位:兆円)

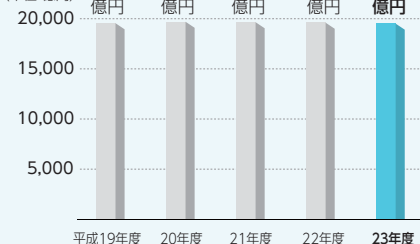


■ 年金共済 保有契約高

年金年額

1兆9,473億円

(単位:億円)

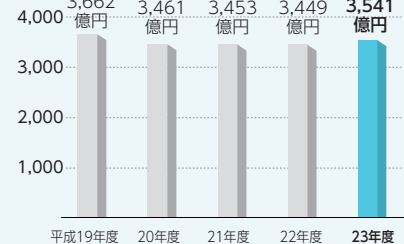


■ 短期共済 新契約高

共済掛金

3,541億円

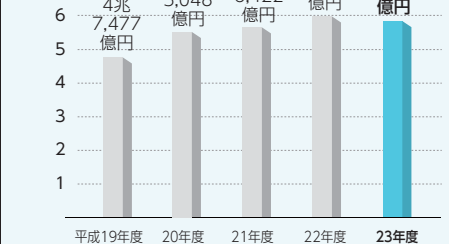
(単位:億円)



■ 共済掛金

5兆8,776億円

(単位:兆円)

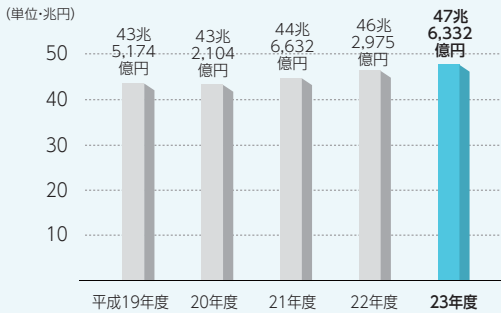


※短期共済とは、共済期間が5年未満の共済で、火災共済、自動車共済、傷害共済、団体定期生命共済、自賠償共済などのことをいいます。

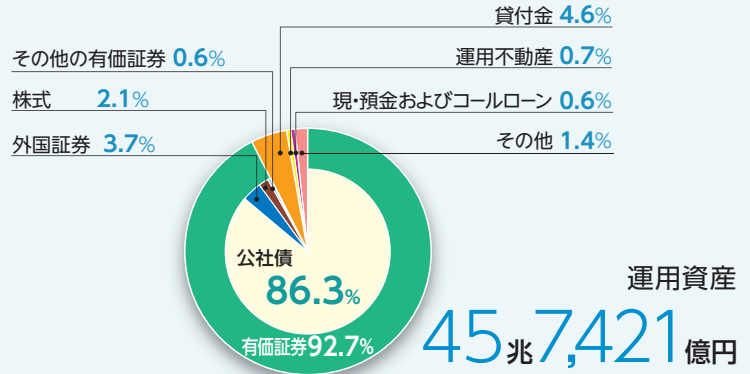
健全な資産運用

■ 総資産

47兆6,332億円



総資産は、47兆6,332億円（前年度比102.9%）となりました。このうち、ご契約者の皆さまへの共済金等の支払いに備え積み立てている共済契約準備金は44兆2,921億円（前年度比101.9%）となり、総資産の93.0%を占めています。

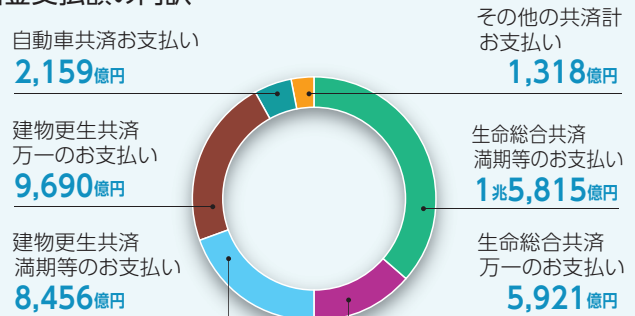


お役に立った共済金

■ 共済金支払額

4兆3,361億円

■ 共済金支払額の内訳



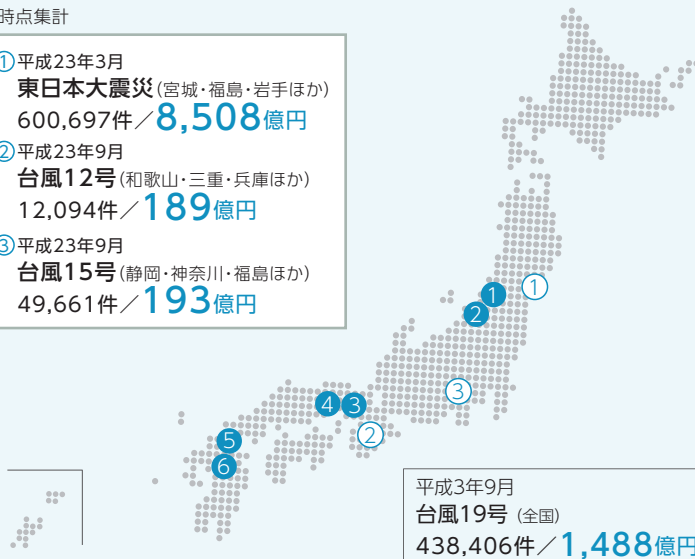
自然災害にも確かな保障

〈主な自然災害に対する共済金支払実績〉

(注)平成24年3月31日時点集計

平成23年度の主なお支払い

- 平成23年3月
東日本大震災(宮城・福島・岩手ほか)
600,697件／8,508億円
- 平成23年9月
台風12号(和歌山・三重・兵庫ほか)
12,094件／189億円
- 平成23年9月
台風15号(静岡・神奈川・福島ほか)
49,661件／193億円



平成3年9月
台風19号(全国)
438,406件／1,488億円

〈過去の主なお支払い〉

- 平成16年10月
新潟県中越地震(新潟・群馬・福島ほか)
87,647件／773億円
- 平成19年7月
新潟県中越沖地震(新潟・長野ほか)
32,289件／317億円
- 平成7年1月
阪神・淡路大震災(兵庫・大阪・京都ほか)
101,535件／1,188億円
- 平成16年10月
台風23号(兵庫・岡山・京都ほか)
78,512件／404億円
- 平成16年9月
台風18号(山口・熊本・福岡ほか)
284,556件／1,083億円
- 平成11年9月
台風18号(熊本・山口・鹿児島ほか)
180,030件／638億円

資産・負債等の状況

資産

総資産は、前年度より1兆3,356億円(2.9%)増加し、47兆6,332億円となりました。このうち有価証券は42兆3,905億円(総資産に占める割合89.0%)、貸付金は2兆1,243億円(同4.5%)、運用不動産は3,060億円(同0.6%)となりました。

貸借対照表

科 目	平成22年度末	平成23年度末
現・預金	1,907	1,153
コールローン	1,800	1,799
金銭の信託	173	235
金銭債権	7,456	6,024
有価証券	401,435	423,905
貸付金	24,456	21,243
運用不動産	2,884	3,060
未収共済掛金	2,450	2,454
未収再保険勘定	2,698	384
共済資金	—	16
その他資産	1,956	1,581
業務用固定資産	855	841
資本貸付金	1,000	1,000
外部出資	3,199	3,186
繰延税金資産	10,873	9,559
貸倒引当金	△ 156	△ 106
外部出資等損失引当金	△ 14	△ 7
資産の部合計	462,975	476,332

負債・純資産

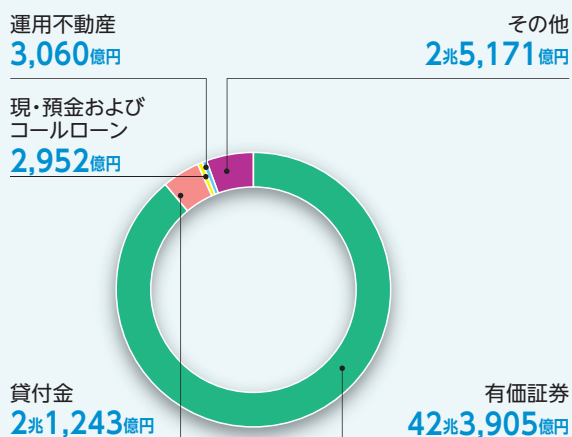
負債の合計は、前年度より8,207億円(1.9%)増加し、45兆1,405億円となり、このうち責任準備金は、前年度より1兆4,918億円(3.6%)増加し、43兆113億円となりました。

純資産の合計は、2兆4,926億円となりました。

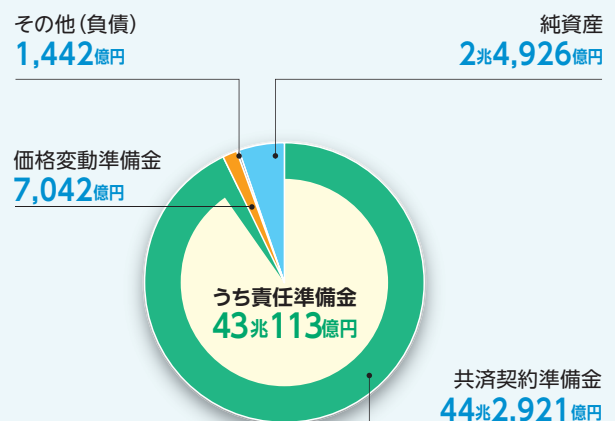
(単位:億円)

科 目	平成22年度末	平成23年度末
共済契約準備金	434,775	442,921
うち責任準備金	415,195	430,113
未払再保険勘定	254	172
代理店勘定	1	1
共済資金	71	—
その他負債	1,687	880
諸引当金	394	387
価格変動準備金	6,011	7,042
負債の部合計	443,198	451,405
出資金	1,287	6,918
利益剰余金	16,878	15,837
利益準備金	2,575	2,575
その他利益剰余金	14,303	13,262
処分未済持分	—	△0
会員資本合計	18,166	22,755
その他有価証券評価差額金	1,610	2,170
評価・換算差額等合計	1,610	2,170
純資産の部合計	19,777	24,926
負債及び純資産の部合計	462,975	476,332

資産の内訳(平成23年度末)



負債・純資産の内訳(平成23年度末)



収支の状況

経常損益

経常収益は、共済契約準備金戻入額および財産運用収益が増加したこと等により、前年度より5,050億円(7.0%)増加し、7兆7,010億円となりました。

経常費用は、直接事業費用のうち支払共済金が増加したことやリスク担保力の強化等のため共済契約準備金繰入額および価格変動準備金繰入額を増加したこと等により、前年度より6,669億円(9.6%)増加し、7兆6,100億円となりました。

これらの結果、経常利益は、前年度より1,619億円(64.0%)減少し、909億円となりました。

特別損益

特別利益は、前年度より32億円(94.5%)増加し、67億円となり、特別損失は、前年度より11億円(16.7%)増加し、79億円となりました。

当期末処分剰余金

建物更生共済等の異常危険準備金および価格変動準備金の積み立てや、税効果会計の処理に伴う法人税等調整額の大幅な増加により、949億円の当期損失金となりましたが、繰延税金資産が減少した場合に備え積み立ててきた共済契約特別積立金を規程に基づき、1,046億円を取り崩したことなどにより、当期末処分剰余金は693億円となりました。

剰余金処分額

当期末処分剰余金693億円のうち、各会員に対して57億円を出資配当金として(出資配当率は年1.75%)、70億円を事業分量配当金として配当しています。さらに、経営基盤整備積立金などの任意積立金への積み立てが497億円となっています。

損益計算書

(単位:億円)

科 目	平成22年度	平成23年度
経常収益	71,960	77,010
直接事業収益	62,414	60,420
共済契約準備金戻入額	968	7,469
財産運用収益	8,502	9,012
その他経常収益	74	108
経常費用	69,431	76,100
直接事業費用	51,503	57,427
共済契約準備金繰入額	14,910	15,084
財産運用費用	590	785
価格変動準備金繰入額	782	1,030
事業普及費	231	249
事業管理費	1,084	1,085
その他経常費用	328	437
経常利益	2,529	909
特別利益	34	67
特別損失	67	79
税引前当期剰余	2,495	897
法人税、住民税及び事業税	1,141	67
法人税等調整額	△ 829	1,154
契約者割戻準備金繰入額	1,307	624
当期剰余金又は当期損失金(△)	876	△ 949
当期首繰越剰余金	125	133
災害救援積立金取崩額	4	52
共済契約特別積立金取崩額	—	1,046
交通事故対策基金取崩額	136	156
経営基盤整備積立金取崩額	163	254
当期末処分剰余金	1,306	693

剰余金処分計算書

(単位:億円)

科 目	平成22年度	平成23年度
当期末処分剰余金	1,306	693
任意積立金取崩額	200	—
剰余金処分額	1,373	658
利益準備金	—	32
任意積立金	1,281	497
出資配当金	22	57
事業分量配当金	69	70
次期繰越剰余金	133	35

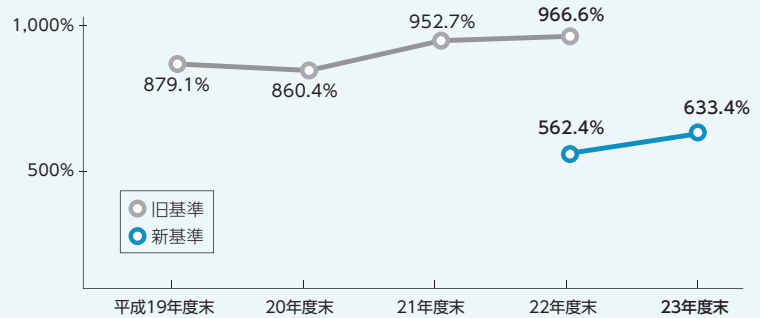
健全性を表す指標

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率の状況

平成23年度末のJA共済連の支払余力(ソルベンシー・マージン)比率は633.4%となっており、十分な支払余力を確保しています。

■ 支払余力(ソルベンシー・マージン)比率

633.4%



(単位:億円)

※平成23年度末より新基準が適用されています。
 なお、平成22年度末の数値は、平成23年度における基準を平成22年度末に適用したと仮定して算出した数値です。
 平成22年度に開示した旧基準による数値は、966.6%です。

	平成22年度末	平成23年度末	増減
支払余力(ソルベンシー・マージン)総額(A)	69,939	76,360	6,421
リスクの合計額(B)	24,870	24,110	△760
支払余力(ソルベンシー・マージン)比率 $\frac{(A)}{(B)} \times \frac{1}{2} \times 100$	562.4%	633.4%	71.0%

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率とは、通常の予測を超えて発生する諸リスク(巨大災害など)に対応するため、どのくらいの支払余力を備えているかを判断するための経営指標のひとつです。

JA共済では、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較はできません。

なお、この比率が200%を下回った場合には、行政庁によって経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

実質純資産額

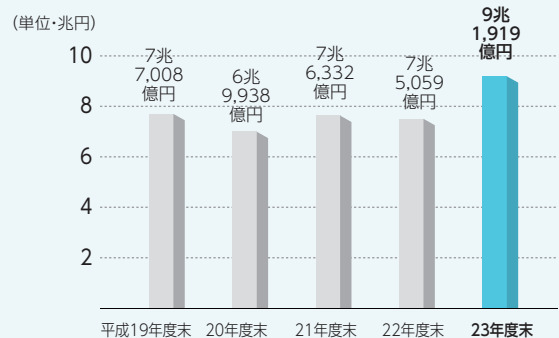
平成23年度末のJA共済連の実質純資産額は9兆1,919億円、対総資産比率は19.3%となっており、高水準を確保しています。

■ 実質純資産額

9兆1,919億円

(単位:億円)

	平成22年度末	平成23年度末	増減
実質純資産額	75,059	91,919	16,860
対総資産比率	16.2%	19.3%	3.1%



実質純資産額

実質純資産額とは、実質的な債務超過かどうかを判定するための基準です。

具体的には、「時価評価した資産の額」から「負債から自己資本とみなされるもの(異常危険準備金、価格変動準備金など)を除いた額」を控除して算出します。

基礎利益

平成23年度のJA共済連の基礎利益は、東日本大震災の影響を受けた平成22年度に比べ、危険差損益が大幅に改善したことなどから、4,521億円となっています。

■ 基礎利益

4,521 億円

(単位:億円)

	平成22年度	平成23年度	増減
基礎利益	△ 125	4,521	4,647
費差損益	1,549	1,536	△ 13
利差損益	△ 3,567	△ 2,716	851
危険差損益	1,893	5,701	3,808

基礎利益

基礎利益とは、共済事業本来の期間損益を示す指標で、具体的には、損益計算書の「経常利益」から、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」および異常危険準備金取崩額などの「臨時損益」を除いて算出されます。

共済事業は、長期間にわたってご契約者の皆さまへの保障を確実に履行するために、共済掛金(予定事業費率、予定利率、予定死亡・予定危険率)の設定にあたって、あらかじめ将来のリスクに備えて適度の安全性を確保しています。このため、この予定の率と決算による実績との差額が発生することになります。

責任準備金の十分な積み増し

JA共済連では、将来の共済金の支払いに備え、法令等で定められている積立方式のうち最も積立水準が高い方式(平準純共済掛金式)による責任準備金の積み立てを行っています。

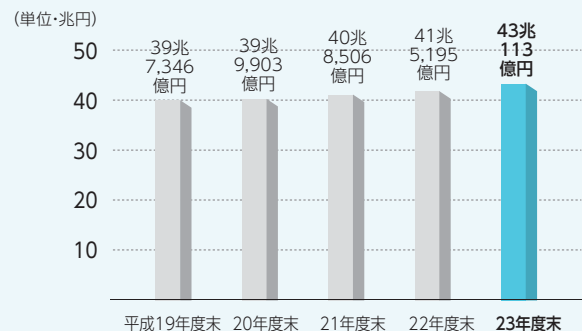
さらに、「逆ざや」に対応し、一層の健全性を確保するために、平成22年度より、一部の生命総合共済契約を対象に責任準備金を追加して積み立てています。

また、責任準備金として、毎年、異常危険準備金の積み増しとともに再保険も実施し、巨大災害などに備えています。

■ 責任準備金

43兆113 億円

■ 責任準備金の推移



資産の自己査定

資産の自己査定とは、保有する資産について自らそれぞれのリスクを検証・分析し、そのリスクの度合と回収可能性に応じて償却・引当を行い、経営の健全性・透明性を確保していくためのルールです。

JA共済連では、農林水産省が公表している「共済事

業実施機関に係る検査マニュアル」に準拠した「資産査定規程」「資産査定実施要領」という2つの基準を設定。この基準に基づき、資産全体(仮払・繰延消費税、繰延税金資産などを除きます)に対して適正な自己査定と厳格な償却・引当を実施しています。

ひと・いえ・くるまの総合保障

JA共済は、生命と損害の両分野の保障を提供しています。

さらに、組合員・利用者の皆さまに、よりご満足いただけるよう、ライフアドバイザー（LA）を中心に専門性の高い保障提供活動の実施に努めています。

JA共済では、これからも皆さまの暮らしのパートナーとして「安心」をお届けしていきます。

「ひと・いえ・くるまの総合保障」で大きくサポート

JA共済に課せられた使命は、組合員・利用者の皆さまが不安なく暮らせるよう、生活全般に潜むリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。万一のときや、病気、ケガ、老後などの「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などさまざまな自然災害に

備える「いえ」の保障。そして現代社会ではなくてはならない「くるま」の事故に備える保障。この、「ひと・いえ・くるまの総合保障」を通じて、それぞれの目的やライフプランに応じて充実した保障を提供し、皆さまの毎日の暮らしをバックアップしていきます。

保障の目的やライフプランに応じて充実した保障を提供します。

こんな方に オススメです	保障の目的	社会人 スタート	結婚	お子さまの 誕生	住宅購入	お子さまの 進学	お子さまの 結婚・独立	セカンド ライフ	
		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代			
万一のとき、家族のために 生活費を残してあげたい方	一生涯の万一保障	終身共済							
	ご加入しやすい生涯保障					積立型終身共済			
	満期共済金を活用した 万一と医療の保障						満期専用入院保障付終身共済		
病気やケガに一生備える 医療保障がほしい方	充実の医療保障	医療共済							
健康状態に不安があり 医療保障をあきらめていた方	手軽な医療保障					引受緩和型定期医療共済			
がんに一生 手厚く備えたい方	「生きる」を応援する 新しいがん保障	がん共済							
老後の生活資金の 準備を始めたい方	老後の保障	予定利率変動型年金共済							
貯蓄しながら 万一のときにも備えたい方	万一の保障と貯蓄	養老生命共済							
	効率的な資金づくりと 万一保障	一時払生存型養老生命共済							
お子さまの教育資金を 準備したい方	お子さまの保障		こども共済						
い え	火災や自然災害による 建物・家財の損害に備えたい方	建物更生共済・建物更生共済My家財							
く る ま	自動車の事故によるケガや 賠償、修理に備えたい方	自動車共済							

※他にも「定期生命共済」「火災共済」「傷害共済」「自賠責共済」「賠償責任共済」をご用意しています。



万一の保障、医療や年金の保障で、ご家族やご自身の暮らしをサポートします。

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える

- 働き盛りの責任世代には、一生涯の万一保障である「終身共済」をおすすめします。ライフサイクルに応じて、さらに万一保障を充実させるプランもあります。
- 「医療共済」は、お子さまから中高年まで、充実した幅広い保障で皆さまに安心を提供します。一定期間の万一保障を特約で加えるプランもあります。
- 「医療共済」のほかにも医療保障の分野には、がん保障に特化した「がん共済」、通院中の方・病歴のある方も簡単な告知でご加入しやすい「引受緩和型定期医療共済」があり、目的・年齢に応じてお選びいただけます。
- 「医療共済・がん共済」は、「重粒子線治療・陽子線治療」の技術料を、お客さまに代わって医療機関に直接お支払いする制度をご用意しています。
※ただし、当制度のご利用には一定の条件を設けさせていただいております。ご利用条件等については、お近くのJAへお問い合わせください。
- 病気やケガなどで所定の状態になられたときは、共済掛金払込免除制度により、その後の共済掛金をいただくことなくご契約を継続いただけます。(長期共済のみ)

長期共済*	
終身共済	万一のときはもちろん、ニーズに合わせた特約により保障内容を自由に設計できる一生涯保障プランです。
積立型終身共済	終身共済よりも手頃な共済掛金の一生涯保障プランです。健康上の理由でほかの共済・保険にご加入できなかった方も、ご加入しやすいプランです。
満期専用入院保障付終身共済	養老生命共済の満期を迎える共済契約者向けの一生涯保障プランです。万一のときの一生涯保障と入院・手術保障がセットされています。
定期生命共済	一定期間の万一のときを手頃な共済掛金で保障するプランです。経営者の万一のときの保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
医療共済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。ニーズに合わせて、「共済期間」、「1回の入院の支払限度日数」、「共済掛金の払込期間」などを選択できるほか、先進医療の保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。特約により一定期間の万一のときの保障を確保することもできます。
引受緩和型定期医療共済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でもご加入しやすい、入院・手術を保障するプランです。共済期間の満了まで健康に過ごされたときは健康祝金を受け取れます。
がん共済	がんによる入院・手術を、がん罹患時の一時金や長期治療に関する一時金を一生涯にわたって保障するプランです。ニーズに合わせて「基本型」または「充実型」を選択できるほか、先進医療の保障を加えることもできます。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでお申し込みできます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
一時払生存型養老生命共済	将来の資金づくりと同時に、万一のときの保障も確保できるプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでお申し込みできます。
こども共済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。

短期共済*	
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
賠償責任共済	日常生活・業務中に生じた損害賠償責任などを保障します。
団体定期生命共済	団体の福利厚生制度としてご利用いただけます。



※1 「万一のとき」とは、長期共済の場合、死亡、所定の第1級後遺障害の状態または所定の重度要介護状態に該当したときをいいます。ただし、一時払生存型養老生命共済は、死亡したときをいいます。また、短期共済の場合、死亡、所定の後遺障害の状態に該当したときをいいます。

※2 上記の共済のほかにも、国民年金基金共済、退職年金共済などがあります。*「長期共済」は共済期間が5年以上の契約、「短期共済」は共済期間が5年未満の契約です。



建物更生共済は、火災のほか、地震や台風などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

火災や自然災害に備える

災害によるケガ等に備える

家財の損害に備える

- 掛け捨てではないため、満期時には満期共済金をお受け取りになれます。また、定期的に修理費共済金をお受け取りになれるプランもあります。
- 建物や家財を時価額（中古品としての価額）ではなく、再取得価額（新たに取得するために必要な価額）で評価・保障するので、復旧のための十分な保障が受けられます（時価額の再取得価額に対する割合が50%以上の場合）。

長期共済*	
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
短期共済*	
火災共済	住まいの火災損害を保障します。
団体建物火災共済	団体の建物・動産の損害を総合的に保障します。



*[長期共済]は共済期間が5年以上の契約、[短期共済]は共済期間が5年未満の契約です。



自動車共済は、自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

事故によるケガ等に備える

相手方への賠償に備える

お車の修理に備える

- 家庭用自動車共済「クルマスター」は、自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中の自動車事故による損害を過失割合に関係なく保障するとともに、大切な愛車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障します。
- JAの自賠償共済とセットでご加入の場合に、対人賠償保障の共済掛金が割引になる自賠償共済セット割引や、車両保障と対物賠償保障をセットでご加入の場合に、それぞれの共済掛金が割引になる車両・対物セット割引もあります。
- 無事故を継続すると最大20等級までの無事故割引等級が適用され、共済掛金が最大約61.4%まで割引かれます。また、保険会社等からの乗り換えにも無事故割引等級が適用されます。
- 24時間・365日、フリーダイヤルで事故の受付やアドバイスを行うほか、故障時の応急修理やレッカー移動も24時間体制で実施しています。

短期共済*	
自動車共済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
自賠償共済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。



*[短期共済]は共済期間が5年未満の契約です。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

ご契約について

ご契約締結までの情報提供

JA共済では、組合員・利用者の皆さまの理解および満足度を高め、一人ひとりのニーズに合った共済の締結ができるよう以下のとおり、説明・確認を行っています。

1 共済加入の検討

組合員・利用者の皆さまのニーズに合ったプランをお選びいただけます。

契約概要の説明・交付

保障内容などご契約の概要を説明・交付します。



保障設計書
〔重要事項説明書(契約概要)を含みます〕

お見積り書

2 契約内容の理解・意向の確認

重要事項を説明するとともに契約内容がご意向に沿った内容となっているかを確認します。

注意喚起情報の説明

「不利益な情報は特に重要であること」などを説明します。



重要事項説明書
(注意喚起情報)

重要事項説明書
(契約概要・注意喚起情報)

意向確認(自動車共済は契約内容確認)の実施

意向を反映した内容になっていることを確認します。

※自動車共済は、契約申込書上の契約内容確認欄にて確認します。



意向確認書

3 ご契約のお申し込み

契約内容をご理解のうえ、お申し込みいただきます。

「重要事項説明書(注意喚起情報)」・「意向確認書」の交付

「契約申込書」・「告知書」控の交付と記入・押印

「契約申込書」に必要事項を記入していただきます。「告知書」は生命総合共済・建物更生共済にお申し込みの場合にご記入いただけます。



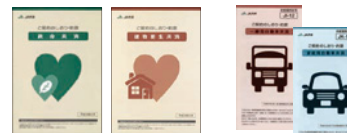
契約申込書

告知書

「ご契約のしおり・約款」の交付と押印

「ご契約のしおり・約款」を交付(注)します。生命総合共済・建物更生共済はご契約者さまから受領印をいただきます。

(注)自動車共済は、Web約款を希望された場合、「ご契約のしおり・約款」の冊子での交付はいたしません。



ご契約のしおり・約款

共済契約の締結

※「ご契約のしおり・約款」については、契約概要の説明の際に使用する等ご契約者への説明の必要に応じて、事前に提示します。

■ 共済契約に関する意向確認制度の実施

JA共済では、より利用者の皆さまの意向に沿った契約内容でご加入いただくため、平成20年4月から、ご契約のお申し込み時に書面にてご意向を確認させていただく「意向確認制度」を実施しています。

具体的には、ご加入いただく共済の内容が意向に沿った内容となっているか、「意向確認書(自動車共済は契約内容確認欄)」のご記入・ご提出をお願いしています。

ご契約に関する重要な事項等の説明

JA共済では、「農業協同組合法」「消費者契約法」「金融商品の販売等に関する法律」などの法令に基づき、ご契約に関する重要な事項をご理解いただくために、「重要事項説明書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」等をお渡しして、説明を行っています。

① クーリング・オフ制度

共済期間が1年を超える共済契約について、ご契約のお申込者または共済契約者は、ご契約の申込日または「ご契約のしおり・約款」の交付を受けた日(自動車共済は重要事項説明書の交付を受けた日)のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回または解除をすることができます(法人契約、JA共済が指定した医師の診査を受けていた場合などは除きます)。

② 告知義務

ご契約のお申し込み、復活または特約の中途付加などに際し、共済契約者または被共済者は、最近の健康状態などJAがお尋ねする重要なことからありのままに告知していただくことになっています。この際に故意または重大な過失によって事実を告げなかったり、事実と相違して告知を行った場合には、告知義務違反としてご契約または特約が解除され、共済金などをお支払いできない場合があります。

③ 失効

ご契約が締結された後、第2回以後の共済掛金のお払い込みがないまま、所定の払込猶予期間を経過した場合、ご契約は失効となり共済金などをお支払いできなくなります。

④ 復活

共済掛金のお払い込みがないためにご契約が失効した場合でも、失効日から3年以内(注)であれば、ご契約の復活(効力をもとの状態へもどすこと)を申し込むことができます。

(注)平成22年3月31日以前に失効した契約については2年以内となります。

⑤ 共済掛金の自動振替貸付(一時的に共済掛金のご都合がつかないとき)

共済掛金のお払い込みがないまま、所定の払込猶予期間を経過した場合でも、その時点での返れい金の額の80%の範囲内で、共済掛金に相当する額を自動的に貸し付け、ご契約を有効に継続させることができます。

(注)自動振替貸付のない仕組みもあります。

⑥ 共済金と税金について

満期共済金・死亡共済金などをお受け取りになる場合には、共済契約者、被共済者、共済金受取人の関係によって課税される税金の種類が変わってきます。ただし、生命共済では契約者以外の方が実質的に共済掛金を負担されている場合は、契約者ではなく共済掛金負担者により判定されることとなります。

※上記は生命共済の場合であり、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」にさらに詳しく記載しています(⑥については「重要事項説明書(注意喚起情報)」には記載していません)。なお、各種共済にかかる詳しい内容は、お近くのJAの窓口までお問い合わせください。

ご本人の確認についてのお知らせ

JA共済では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、お取引に際して次のとおりご本人の確認を行っています。

① ご本人の確認が必要なお取引

- (1) 新規に共済にご加入される時
 - (2) 年金・満期共済金などをお支払いするとき
 - (3) 200万円を超える大口の現金などでお取引をされる時
- ※これらのお取引以外にもご本人の確認をさせていただくことがあります。

② 確認させていただく事項

お客さまが個人の場合

氏名、住所および生年月日

※ご本人以外の方が、お取引を行われる場合には、そのお取引を行われる方につきましてもご本人の確認をさせていただきます。

お客さまが法人の場合

法人の名称および本店または主たる事務所の所在地、お取引をされる方の氏名、住所および生年月日

③ ご提示いただく書類

窓口で次の本人確認書類(公的証明書)を提示してください。

個人の場合	(1) 運転免許証	(2) 旅券(パスポート)	(3) 各種健康保険証	(4) 各種年金手帳
	(5) 各種福祉手帳	(6) 外国人登録証明書	(7) お取引の際にご使用になられた印鑑の印鑑登録証明書 など	
法人の場合	(1) 登記簿謄本・抄本 (2) 印鑑登録証明書 など			

- ご本人の確認後のお取引に際しましても、本人確認書類を新たに提示していただく代わりに、共済証書の提示などJA所定の方法によりご本人の確認をさせていただくことがあります。
 - ご本人以外の本人確認書類によるお取引などにつきましては、法律により禁じられています。
 - ご本人の確認ができないときは、お取引ができないことがあります。
- ※詳しい内容は、お近くのJAの窓口までお問い合わせください。

JA 共済フォルダー

JA共済フォルダーとは、ご契約者さまの共済契約をひとつにまとめて管理することができる便利なサービスです。

JA共済フォルダーにご登録いただくと

JA共済フォルダーにご登録いただくと、共済契約を一元管理するため、住所変更、電話番号変更、氏名変更、共済掛金振替口座の変更について、JA窓口での異動手続をスムーズに行うことができます。

また、暮らしに役立つJA共済の情報やサービスのほか、ご契約の状況を毎年お受け取りになれます。

共済 太郎さんの場合

個々の共済契約情報

契約者氏名 共済 太郎 住所 A市B町3-5 終身共済 3,000万円	契約者氏名 共済 太郎 住所 A市B町3-5 建物更生共済 2,000万円	契約者氏名 共済 太郎 住所 A市B町3-5 自動車共済
--	--	--

登録

JA共済フォルダー

契約者氏名 No.5000000016
共済 太郎
住所 A市B町3-5

終身共済 3,000万円
建物更生共済 2,000万円
自動車共済

「JA共済フォルダー」へのご契約の登録をおすすめします。

- 1** **ご契約内容やJA共済の情報をお届け**
「自分が加入している共済契約の現在の内容を知りたい」というニーズにお応えするために、ご契約の状況を毎年ご案内いたします。暮らしに役立つJA共済の情報やサービス案内などもお届けします。
- 2** **JA窓口での異動手続がスムーズに**
共済契約を一元管理するため、住所変更、電話番号変更、氏名変更、共済掛金振替口座の変更について、JA窓口での異動手続をスムーズに行うことができます。
- 3** **おトクなお知らせ「のんびり保養施設サービス」**
JA共済の宿泊保養施設のホテルや旅館のサービス・特典がご利用いただけます。

さらに「JA共済フォルダーネット」にご登録いただくと

インターネット上でご契約内容の確認、住所・電話番号の変更、各種ご案内書の閲覧ができる、便利なサービスをご利用いただけます。

※ 上記は概要を説明したものです。JA共済フォルダーの詳細内容については、「JA共済フォルダーのしおり・規定」を必ずご覧ください。
※ 従来、JA共済フォルダーのサービスとして実施していた「プラス割引」は、平成23年4月1日以後に新たにご加入（更新・ご継続）される契約については適用対象外となります。平成23年3月31日以前に既にプラス割引の適用を受けているご契約は、今後も原則としてプラス割引と同額の割引を適用します。
※ ご不明な点がございましたら、共済契約をご契約いただいているJAの「ライフアドバイザー」もしくは窓口の「スマイルサポーター」にご確認ください。

共済金請求について

共済金のご請求に関する手続きの流れ

共済金・給付金のご請求手続は次のとおりです。

(ご契約の種類やご請求の内容によっては、異なる手続きになることがあります。)



ひとに関するお手続き

1. 共済約款、共済証書をご用意のうえ、ご契約先のJAにご連絡ください。その際、以下の項目について確認をさせていただきます。

お亡くなりになられた場合

- お亡くなりになられた方のお名前
- お亡くなりになられた日
- お亡くなりになられた原因(事故・病気)
- 受取人さまのお名前とご連絡先
- お亡くなりになられる前の入院・通院・手術の有無

入院などをされた場合

- 入院(手術・通院)などをされた方のお名前
- ご請求される共済金の種類(入院・手術・通院など)
- 入院などの診断名とその原因(事故・病気)
- 事故日(事故を原因とする場合)
- 入院・通院の期間(入院日・退院日・通院日)
- 手術名および手術日(手術を受けられている場合)

お亡くなりになられた原因または入院などの原因により、ご確認させていただく項目が異なります。

2. 詳しいご案内および共済金・給付金のご請求に必要な書類をJAよりご案内いたします。

3. 所定の書類に必要な事項をご記入いただくとともに、診断書などをご準備いただき、JAへご提出ください。

※書類取得にかかる費用はお客さまのご負担となります。

4. JAでご提出いただいた書類の内容を確認後、ご契約の約款の内容に従い、共済金・給付金をお支払いします。

※確認の結果、あらためて追加書類のご提出をお願いすることもあります。

※約款上、共済金をお支払いできない場合があります。



いえに関するお手続き

1. 被共済者さま等が、共済の対象(目的)について損害が発生したことを知った時点で、現場を保存し、ただちにJAにご通知ください。その際は次の点についても、ご連絡ください。

- ① 契約番号
- ② 罹災日時
- ③ 罹災原因
- ④ 被害の状況(程度)
- ⑤ 同一の共済の対象(目的)に対して他の共済(保険)契約を締結されている場合はその内容

2. 担当者が伺い、被害状況の調査をし、ご請求に必要な書類についてご説明します。

3. 必要書類をお取りそろえのうえ、JAまでご提出ください。

※共済金を請求できるのは、原則として、被共済者さまのみとなります。また、同一の共済の対象(目的)に対して他の共済(保険)契約を締結されている場合は、その内容、その契約からの支払いの有無および内容をご連絡ください。

4. 調査結果に基づき共済価額・損害の額の認定など損害査定を行います。

5. 損害査定結果に基づき共済金をお支払いします。

※約款上、共済金をお支払いできない場合があります。



くるまに関する手続き

相手方への保障…対人・対物賠償

加入者側への保障…傷害・車両保障

1. 事故連絡の受付

1. 事故状況の確認と、共済金のお支払いまでの流れをご説明し、お支払いする共済金とご請求に必要な書類をご案内します。

2. 調査・確認など

2. 現場調査、医療機関・修理工場等に連絡し被害状況の確認などを行います。

3. 相手方との協議

3. 相手方と事故状況を確認し、責任割合や損害賠償額の協議をします。
また、相手方より損害立証書類を取得し、治療費・休業損害等をお支払いします。

3. 途中経過の報告

3. 必要に応じて途中経過をご報告します。
また、ご質問にお答えします。
※人身傷害保障については、治療費・休業損害等をお支払いします。

4. 途中経過の報告

4. 途中経過をご報告します。また、ご質問にお答えします。

4. 共済金のお支払いまで

4. お支払いする共済金についてご説明し、ご了承後、共済金をお支払いします。
※事故の相手方(賠償義務者)がいる場合は、共済金をお支払いした後、JA共済が求償できる範囲内で事故の相手方に求償します。

5. 示談交渉と解決まで

5. お客さま・相手方双方に示談条件を提示し、ご承諾後、示談書を取り交わし共済金をお支払いします。
※示談成立後、示談書をお客さま、相手方双方にお渡します。

※約款上、共済金をお支払いできない場合があります。

ダイレクトサービス

電話相談サービス

ご契約に関する相談サービス

JA共済相談受付センター（JA共済連全国本部）

JA共済の契約に関するご相談は、お近くのJAでお受けしています。JA共済相談受付センターでは、JA共済全般に関するご相談・お問い合わせをお電話でお受けしています。苦情などのお申し出があった場合には、お申出者のご理解を得たうえで、ご加入先のJAに対して解決を依頼します。

コンサルタントはクミアイ
フリーダイヤル **0120-536-093**
土日・祝日・12月29日～1月3日を除く、9時～17時

(社)日本共済協会 共済相談所

ご契約先のJAおよび「JA共済相談受付センター」にお申し出いただいても、ご納得いただけない場合は、JA共済連が会員となっている(社)日本共済協会の共済相談所においても、ご相談などをお受けしています。

TEL 03-5368-5757
土日・祝日・12月29日～1月3日を除く、9時～17時

※健康・介護に関する相談サービス「JA共済の健康・介護ほっとライン」については、P.26をご覧ください。

自動車共済にご契約のお車の事故や故障のときに頼れるフリーダイヤル安心サービス

JA共済事故受付センター
24時間365日対応

ジコはクミアイ
フリーダイヤル **0120-258-931**

JAの営業時間内は、ご加入先のJAにご連絡ください。



夜間休日現場急行サービス

JAの営業時間外にJA共済事故受付センターへご連絡いただいた事故について

平日:17時～23時 / 土日・祝日:8時～23時



夜間休日初期対応サービス

JAの営業時間外にJA共済事故受付センターへご連絡いただいた事故について

平日:17時～21時(対応は22時まで) / 土日・祝日:9時～21時(対応は22時まで)



休日契約者 面談サービス

JAの営業時間外にJA共済事故受付センターへご連絡いただいた事故について

金曜・祝前日:17時～0時 / 土曜・終日
日曜・祝日:0時～17時



レッカー サービス

24時間
安心サービス

外出先での事故または故障により
自力走行不能となった場合について



ロード サービス

24時間
安心サービス

外出先での故障・トラブルにより
自力走行不能となった場合について

※フリーダイヤル安心サービスについて、交通事情、気象状況等により、サービス業者の到着に時間がかかる場合、またはサービスのご提供ができない場合があります。

※本資料はフリーダイヤル安心サービスに関するすべての内容を記載しているものではありません。サービスのご利用条件・範囲など、詳細については自動車共済の「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

インターネットを活用したサービス

JA共済eサービス (共済掛金お見積りサービス)



- こどもの保障
- ひとの保障
- いえの保障
- くるまの保障

JA共済ホームページ <http://www.ja-kyosai.or.jp>



全国のJAのご連絡先



※阿寒農業協同組合 新橋支店の例



農業者の皆さまへの取り組み

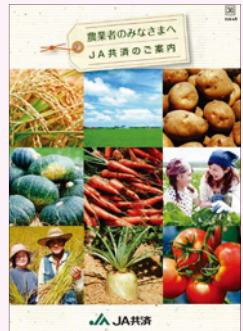
農業者の皆さまは、日々さまざまなリスクに直面しています。また、今後、規模を拡大したり、法人化すれば、これまでの個人農家としては経験したことのない新たなリスクが発生することも予想されます。JA共済連では、この「リスクを回避・軽減するための仕組開発」に加え、「リスクの回避・軽減に向けた相談・保障提案」を行うことが重要だと考えています。

満足していただける保障提供のために

JA共済連では、農業者の皆さまに満足していただける保障仕組みを提供するために、実際に農家の方々を訪問し、農業を営むなかで直面しているリスクおよびそのリスクに対する回避・軽減策を伺いました。

そして、そのリスクに対する保障が可能となるよう仕組改訂を実施するなど、農業者のニーズに即した保障仕組みの提供に取り組みました。

なお、新たな事業系リスクについては、グループ会社である共栄火災の保険商品をJA共済の農業者向け仕組みの補完と位置づけ、JAグループとしての保障の提供に取り組んでいます。



農業者の皆さまに向けたJA共済紹介リーフレット

コンサルティング力の向上に向けて

JA共済連では、組合員・利用者の皆さまの多様化するニーズに確実に応えるため、専門的な知識を持つスタッフを養成しています。平成6年度からは、「ライフアドバイザー（LA）」制度を導入し、平成24年3月末現在、全国で22,128人のライフアドバイザーが活動しており、コンサルティング力の向上に努めています。

また、ライフアドバイザーに加えて、全国のJAの窓口でスマイルサポーター（支店共済担当者）が皆さまのさまざまなご要望にお応えできるよう知識やスキルの向上を図っています。

ライフアドバイザーの役割

ライフアドバイザーは、組合員・利用者の皆さまとJAをつなぐ重要なパイプ役です。JAの顔として、さまざまなご相談にお応えするとともに、各種ご提案やアドバイス活動を行っています。

JA共済ではこれからも、皆さまのご要望にきめ細かく対応できるよう、研修・教育などによるライフアドバイザーの育成とレベルアップに努めていきます。

ライフアドバイザー（LA）の意義

1

専門的な知識を持った
コンサルタントとしての役割

2

協同組合や共済の思想を広め、「参加」意識を再喚起する役割

3

ネットワークを形成し、地域社会づくりに貢献する役割

スマイルサポーター（支店共済担当者）の育成

JA共済では、満足度の向上をめざし、組合員・利用者の皆さまからのさまざまなご要望に窓口対応や電話対応などでお応えできるよう、スマイルサポーターの育成に努めています。

交通事故対策活動

交通事故を防ぐために

■地域の交通事故対策活動 （「地域の安全・安心プロジェクト」）

地元のJAや警察、交通安全協会などと連携し、地域ごとに必要かつ有効な交通事故特別対策を実施することにより、安全・安心な地域づくりに積極的に取り組んでいます。

■生徒向け自転車交通安全教育

危険な自転車走行に伴う交通事故をスタントマンが再現し、事故を疑似体験することによって交通安全への意識を醸成する「スケアード・ストレイト教育技法」を取り入れた、中高生向け自転車交通安全教室の支援を行っています。

また、交通事故をドラマで再現しているDVD等を地域の中学校や高校等へ配布し、交通安全授業で活用いただき、自転車事故の未然防止活動に取り組んでいます。



■交通安全横断旗

つねに携帯できるオリジナル横断旗を製作し、小学校の新入学児童を対象に配布。こどもたちの交通事故の未然防止を図ります。



■交通安全ラッピングバス

多くの人びとの目に留まる路線バス（路面電車を含む）を活用し、「交通安全標語」をプリントしたラッピングバスを運行。交通安全の啓発活動に取り組んでいます。

■親と子の交通安全ミュージカル 「魔法園児マモルワタル」

幼稚園児や保護者を対象に、平成16年度からミュージカル形式の交通安全教室を実施しています。

このミュージカルは、舞台上で園児が横断歩道を渡る体験ができるなど、楽しみながら自然に交通ルールを学習することができるプログラムとなっています。



平成23年度の活動状況

- 開催数…38公演
- 参加人数…24,499人

■高齢者向け安全運転診断

近年増加傾向にある高齢ドライバーの交通事故を防ぐために、平成20年度からドライビングシミュレーター搭載車両「きずな号」を全国7か所に配置し、巡回型の安全運転診断を行っています。

約5分間の講習で安全運転のアドバイスが受けられる内容となっています。



■高齢者向け交通安全教室

高齢者を対象に、平成17年度から「交通安全体操」「交通安全落語」を取り入れた交通安全教室を実施しています。

体操をとおして交通事故にあわないための体力づくりを行ったり、落語をとおして自分の危険な行動や交通安全をあらためて認識していただくことを目的としています。

平成23年度の活動状況

- 開催数…312回
- 参加人数…35,835人

交通事故被害者の社会復帰のために

■「介助犬」育成と普及への取り組み

JA共済では、交通事故などにより手足に障がいのある方の日常生活を介助する「介助犬」の育成・普及支援に取り組んでいます。

障がいのある方の自立と社会参加への支援に力を入れ、日本唯一の学術団体であるNPO法人日本介助犬アカデミーへの研究支援や、介助犬育成を手がける社会福祉法人日本介助犬協会の事業支援を実施するとともに、介助犬の受入れに対する理解を促進するための活動なども行っています。



新聞を渡す介助犬



ドアを開閉する介助犬

写真提供：NPO法人日本介助犬アカデミー・社会福祉法人日本介助犬協会

■募金活動の実施

各都道府県本部で「交通事故被害者支援のための募金活動」を実施しました。

この活動には多くの方々の賛同をいただき約934万円を超える募金が集まりました。集まった募金はすべて交通事故被害者支援団体などに寄付を行いました。



■社会復帰支援のための リハビリテーションセンター

静岡県の中伊豆と大分県の別府に交通事故等による身体障がい者の社会復帰支援を目的としたリハビリテーションセンターを開設しています。

これら2つのリハビリテーションセンターは、「病院」「福祉施設」「介護施設」の3つの機能を持った全国でも数少ない総合型の施設です。

1973年の設立以来、「身体障がい者のしあわせ」と「福祉社会の建設に寄与すること」を理念として交通事故被害者などの社会復帰をお手伝いしています。

●農協共済中伊豆リハビリテーションセンター



●敷地面積／162,613㎡●建物床面積／25,332㎡●利用定員／障害者支援施設140名、病院（回復期リハ病棟）110床、障害者短期入所事業8名、障害福祉サービス事業所20名（通所）、通所リハビリテーション事業110名●職員数／338人

累計利用者数：17,919人（昭和48年度～平成23年度）

●農協共済別府リハビリテーションセンター



●敷地面積／151,984㎡●建物床面積／40,644㎡●利用定員／障害者支援施設80名、病院（回復期リハ病棟）116床、福祉ホーム5名、障害福祉サービス事業所40名（通所）、通所リハビリテーション事業100名●職員数／279人

累計利用者数：11,591人（昭和48年度～平成23年度）

災害救援／健康増進／在宅介護支援活動

災害にあわれた方のために

■JA共済災害シートサービス

自然災害などでお住まいが壊れてしまった方に、災害シートを無償でお配りするサービスを提供しています。東日本大震災でも災害シートをお配りし、ご契約者さまとご家族の、災害からの復興に向けたサポートをさせていただきました。



大きさ:3.6m×5.4m(12畳)

平成23年度 ● 配布枚数 …17,448 枚

※JA共済のご契約者さまで一定の要件を満たす方に限ります。

■JA共済仮設住宅貸与サービス

仮設住宅を8か月間無料でお貸しするサービスです。住宅だけでなくキッチン・トイレ・お風呂など暮らしに必要な設備をあらかじめ備えています。



平成23年度 ● 貸与棟数 …88 棟

ずっと健康であるために(健康管理・増進活動)

■笑い与健康教室

近年「笑うこと」が健康に良いと注目されています。JA共済では、組合員・地域の皆さまが末永く健康で暮らせるように、「笑い」と「健康」の関係に着目したプログラムを開発。これを取り入れた「笑い与健康教室」を実施しています。



平成23年度の活動状況

● 開催数… 113 回 ● 参加人数 … 6,943 人

■レインボー体操

JA共済が独自に開発した健康体操です。

運動不足の方、体力に自信のない方、お年を召した方にも気軽に行っていただくことができます。色々な音楽に合わせて楽しく体を動かしながら、病気予防・健康づくりができます。

■健康・介護ほっとライン

生活習慣病予防や肥満などの健康相談、医療機関の情報提供、育児・介護・リハビリなどのご相談を専門スタッフがフリーダイヤルでお受けしています。

お体に関するご相談 健康・介護ほっとライン

医師、看護師、介護支援専門員(ケアマネージャー)、栄養士など健康・介護の専門家に、匿名・無料でご相談いただけます。



● 24時間365日年中無休 シアワセイチバン コンサルタント

0120-481-536

■その他健康管理・増進活動実績

(単位:人)

活動種類		平成23年度
健康管理活動	健康診断	172,274
	人間ドック	45,047
健康増進活動	レインボー体操	17,034
高齢者福祉活動	高齢者集団保養健診	15,332

在宅介護のために

JA共済では、従来から在宅介護の支援に取り組み、介護福祉士をめざして勉学中の方に奨学金・助成金を支給する「JA共済介護福祉士養成奨学金・助成金制度」や、ホームヘルパーおよび介護職員の養成研修会の受講を修了した方に助成金を支給する

「JA共済身体障害者ホームヘルパー・介護職員養成助成制度」を実施しています。

●養成人員数

(単位:人)

	平成23年度	累計人数(注)
介護福祉士養成	47	265
ホームヘルパー・介護職員養成	237	36,343

(注)平成6年度からの累計人数です。

文化支援／環境保全活動

JA共済では、心の豊かさ、地域社会との絆づくりを大切にするとともに、JA共済の理念である相互扶助（助け合い）の精神をお伝えするため、文化支援活動を展開しています。

書道・交通安全ポスターコンクール

毎年、小・中学生を対象に開催している書道・交通安全ポスターコンクールは、全国でも最大級の規模であり、平成23年度の第55回書道コンクールには、140万点を超える応募が、第40回交通安全ポスターコンクールには、15万点を超える応募がありました。

JA共済では、小・中学生の皆さんに助け合いと思いやりの気持ちを伝え、交通安全への関心を高めてもらうために実施しています。

■書道・交通安全ポスターコンクール大賞表彰式



文部科学大臣奨励賞
西咲良さん(小学2年)



農林水産大臣賞
松元大典さん(小学5年)



内閣府特命担当大臣賞
狩野陽奈子さん(小学3年)



警察庁長官賞
中村一葉さん(中学3年)



© 2006 JA-KYOSAI

JA共済 書道・交通安全ポスター
コンクールキャラクター

地球環境を守るために

■リボンキャンペーン

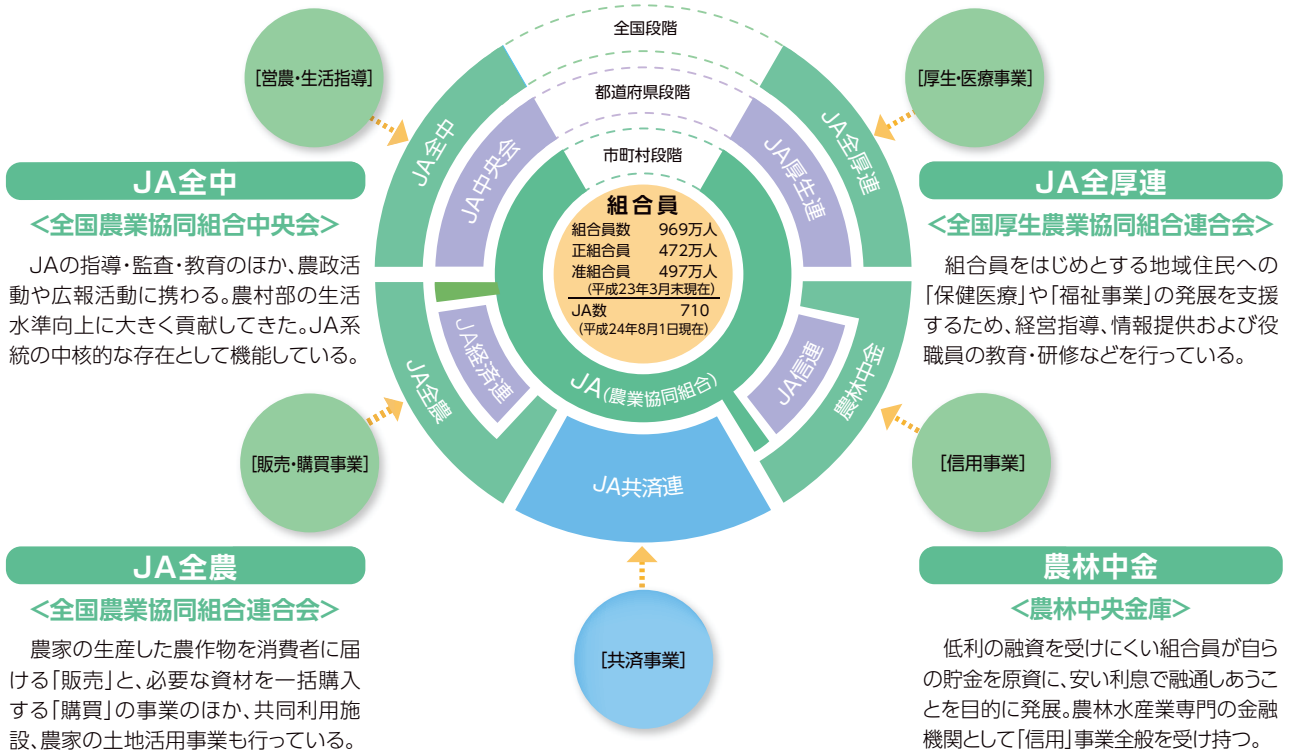
JA共済では資源の有効活用と地球環境保護を目的として、事故の修理時のみではなく、一般的な修理や車検のときにも、車の損害箇所については新品と交換せず、補修したリサイクル部品を使っただけのよう啓発活動を行っています。



JAグループの組織概要とJA共済の位置づけ

JA（農業協同組合）は、「人の和」から生まれる助け合いの気持ちを第一に、地域づくりの一員として活動しています。事業内容は、「営農・生活指導」「共済」「経済（販売・購買）」「信用」「厚生・医療」の5つに分けられ、これらが一体となって地域づくりに貢献しています。

そのなかにおいて、JA共済は、保障の提供を中心とした活動を通じて組合員・利用者の皆さまの生活を守り支える事業を行っています。



JA共済連
 <全国共済農業協同組合連合会>

相互扶助（助け合い）の事業理念に基づき、暮らしのすべてにわたる保障を行う「JA共済」。その仕組開発、資産運用などを行う。

主要な業務の内容

- 1 共済契約の引き受け
- 2 資産運用
- 3 自動車損害賠償保障法第77条第1項の規定に基づく政府からの業務の受託
- 4 共栄火災海上保険株式会社の業務の代理または事務の代行

国際活動への取り組み

JA共済は日本だけでなく、世界の協同組合（保険）運動との協同・連帯も大切にしています。

ICA [国際協同組合同盟]
 International Co-operative Alliance

ICAは、1895年にロンドンで設立された国際協同組合同盟で、相互扶助と民主主義の精神のもとに、協同組合運動を国内的にも国際的にも発展させていこうとする組織です。

世界96か国、267団体組織、4地域協会から構成され、組合員約10億人を擁する世界最大の民間公益団体（NGO）として、国連からも高く評価されています。JA共済連は1973年に加盟しています。

ICMIF [国際協同組合保険連合]
 International Cooperative and Mutual Insurance Federation

ICMIFはICAの専門機関のひとつであり、会員組織への情報提供や各種サービスの提供を通じて、世界レベルでの協同組合保険の発展に貢献することを目的に活動している組織です。

世界71か国、221組織から構成され、JA共済連は1964年に加盟しています。

国際協同組合年の取り組み

国連は、2012年を国際協同組合年（International Year of Cooperatives : IYC）とすることを2009年の総会で宣言しました。宣言では国際協同組合年を契機として、協同組合を推進し、協同組合が社会経済開発に果たしている役割に関する社会的認知度を高めるよう求めております。これを受け、日本ではJA共済連を含めたICA会員団体が中心となり2012国際協同組合年全国実行委員会を立ち上げ、国際協同組合年に関する活動に取り組んでいます。

JA共済連の組織概要

組織の名称

全国共済農業協同組合連合会 略称:全共連 愛称:JA共済連

会員(平成24年3月31日現在)

正会員	811
准会員	48
計	859

※JA 717、県信連35、県経済連8、県厚生連35、
その他連合会14、全国連2、准会員48

総代(平成24年3月31日現在)

総代定数

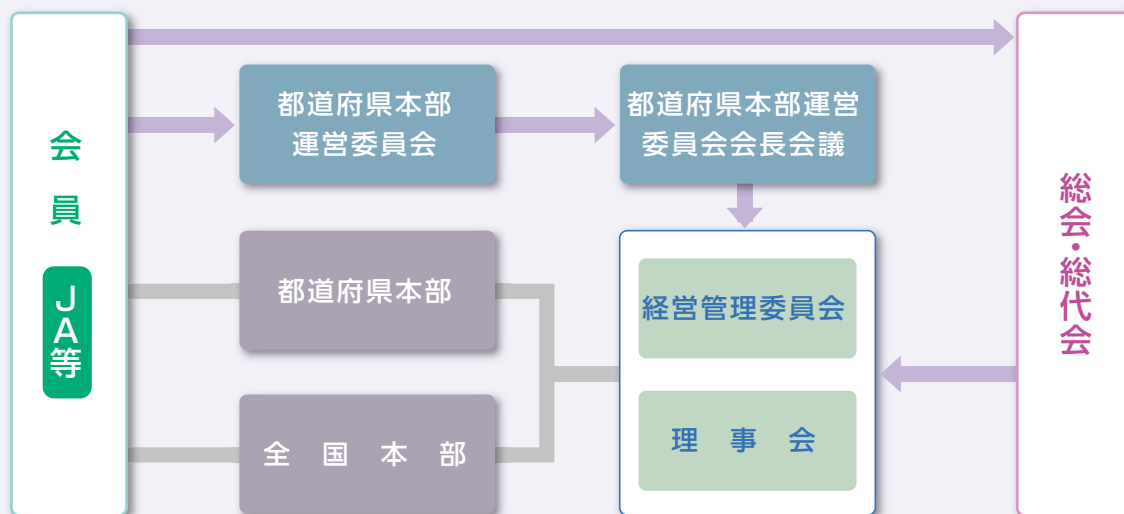
215

※1 都道府県の区域ごとに正会員たるJAおよび連合会から選挙される総代定数213
※2 正会員たる全国連から選挙される総代定数2

会員による民主的運営

JA共済連の意思決定は、総代会制による運営を基本としています。

(注) → 矢印が意思反映の流れ



※1 総会は、正会員により構成される最高の意思決定機関であり、定款変更、事業運営に関する中長期計画の設定・変更、毎事業年度の事業計画の設定・変更、事業報告書・剰余金処分案・損失処理案などの機関決定を行います。

※2 総代会は、総会外の選挙にて選任された総代による、総会に代わる意思決定機関です。

JA共済Q&A

日頃皆さまからいただいております、主なお問い合わせにお答えします。

Q JA共済の特徴は何ですか？

A JA共済は、JAの行う地域密着の総合事業の一環として、相互扶助を基本理念に生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を通じて、組合員・利用者の皆さまが日常生活をおくるうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えしています (P.14参照)。

■ JA共済の特徴

営利を目的としていません。

JA共済は、「相互扶助(助け合い)」を基本理念として、組合員自身の手によって生まれました。したがって、営利を目的としていません。

共済掛金は無理なくご負担いただけるよう設定しています。

JA共済は、営利を目的としないこと、JAの総合事業の一環として共済事業を運営していることなどから、共済掛金は、組合員・利用者の皆さまの家計費のなかで、無理なくご負担いただけるよう設定しています。

生活設計にあった保障をおすすめします。

JAは地域に密着しています。JA職員も同じ地域に暮らす隣人です。したがって、加入される皆さまの立場に立った保障をおすすめします。

Q JA共済の契約者保護はどうなっているのですか？

A JAおよびJA共済連は、健全な事業運営を行うとともに、ご契約者さまに不利益の生じることがないよう努めています。

万一、窓口となっているJAの経営が困難に陥るような場合には、他のJAとJA共済連が共同して、またはJA共済連が単独でご契約をお引き受けすることにより、保障を継続いたします。

(注)共済契約は、JAとJA共済連が共同でお引き受けしています。

JA共済への信頼を高めていただくために！

JAおよびJA共済連では、ご契約者さまにさらなる「安心と満足」を提供し、JA共済への信頼を一層高めていただくために、「JA共済コンプライアンス・リスク管理方針」を定めています。JAおよびJA共済連では、役職員が一体となってコンプライアンスおよびリスク管理に努めています。



Q JA共済には一般の人でも加入できるのですか？

A

農家組合員以外の方でもご利用になれます。

利用に際しては「准組合員」になる方法と「員外利用」により利用できる方法があります。

准組合員になるには、JAの協同組合運動にご賛同いただいたうえで、出資金のお支払いが必要となります。准組合員になられた方は、JA共済だけでなく、JAの他の事業も農家組合員と同様にご利用いただくことができます(准組合員をやめられるときは、出資金をお返しします)。

また、員外利用とは、農協法により、農家組合員以外の事業利用が一定の範囲内で認められているものであり、共済事業については、JAごとに組合員の利用高の2割まで、農家組合員以外の皆さまにも出資金不要でご利用いただけます。

出資金の額や員外利用の取り扱いについては、それぞれのJAによって異なりますので、詳しくはお近くのJAまでお問い合わせください。

農協法

農業協同組合法。昭和22年11月19日公布。JAや連合会などが事業を行う根拠となる法律。

Q JA共済では経営内容の情報開示についてどのように取り組んでいるのですか？

A

JA共済では、従来から農協法に基づき、組合員・利用者の皆さまに対し、業務報告書を中心とした情報開示を行ってきました。

平成9年からは、JA共済の契約量や共済契約準備金をはじめとする支払担保力状況ならびに財務状況などについて、皆さまへの情報開示を実施しています。

また、平成11年からは、より充実したディスクロージャー誌の作成をめざすとともに、開示機会の拡大を図るため、ディスクロージャー誌の内容をコンパクトにまとめたダイジェスト版を作成しています。

さらに、平成18年からは、改正農協法(平成17年4月1日施行)等に基づき情報開示を実施しています。

今後とも、「積極的な情報開示」を基本姿勢に、開示内容の改善・充実を図っていきます。

JA共済連の現状



農業協同組合法第54条の3に基づき作成している
ディスクロージャー誌

JA共済連のごあんない



「JA共済連の現状」
のダイジェスト版

JA共済安心めっせーじ



ディスクロージャー誌
の刊行前に発行する
JA共済の事業概要報告資料

ANNUAL REPORT



英文ディスクロージャー誌

JA共済地域貢献活動のご報告



JA共済の地域貢献活動
に関する年次報告資料

Q

JA共済の割戻金の仕組みはどのようになっているのですか？

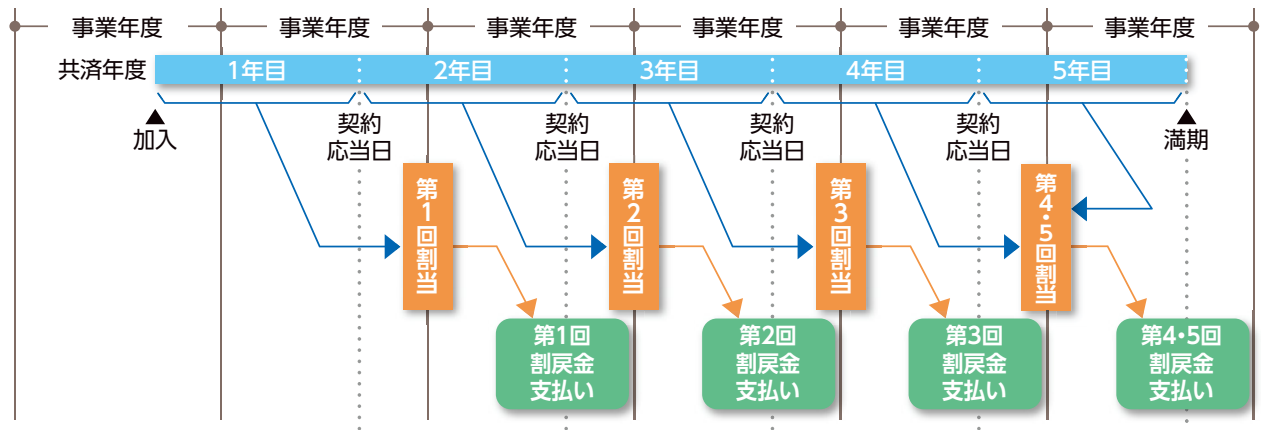
A

生命総合共済、建物更生共済などの長期間にわたって保障提供を行う共済（長期共済）の共済掛金は、あらかじめ予定した計算基礎に基づいて設定しています。

この計算基礎は、統計上の危険率に基づき算定した「予定危険率」、満期などに向けて積み立てる積立金の運用をあらかじめ見込んだ「予定利率」、共済事業運営に必要な経費にあてるための「予定事業費率」から成り立っています。

「割戻金」は、上記の計算基礎による予定の率と決算による実績との差（危険差損益・利差損益・費差損益）を精算し、ご契約の種類、金額、経過期間などに応じて公平にご契約者の皆さまにお返しするものです。

割戻金の支払時期（5年満期の場合）*3年目割戻しの例



(注)ご契約の共済種類によっては、割戻金の支払時期が上図と異なるものがあります。

■ 共済掛金の構成と3利源

共済掛金は、純共済掛金（積立部分+危険部分）と付加共済掛金（事業費部分）で構成されます。

- 1 積立部分** 将来の共済金の支払いに備えて毎年積み立てられる部分。
積立金は運用され、予定利率に基づく運用益と、実際の運用益の差を「利差」といいます。
- 2 危険部分** 危険にかかる共済金の支払財源となる部分。統計から算出した危険率に基づいて決められます。
統計上の危険率に基づき予定していた支払共済金と実際の支払共済金の差を「危険差」といいます。
- 3 事業費部分** 共済事業を行ううえでの経費部分。
予定していた経費と実際にかかった経費の差を「費差」といいます。

契約者への割戻金は、これら3つの部分（3利源）の剰余から支払われます。



■ 3利源の剰余と割戻金

JA共済では、3利源から生じた利益から、将来の共済金支払を確実にを行うために必要な異常危険準備金等の準備金を積み立てた後の剰余については、共済約款・共済掛金率審議委員会^(注)により定められた基準に従い、利差・危険差の100%、費差の20%以上（平成23年度52.7%）を契約者割戻準備金に積み立て、ここから割戻金をお支払いしています。

(注)共済約款・共済掛金率審議委員会とは、共済契約者の代表、JAの代表および学識経験者で構成され、共済契約者の利益保護を目的に共済約款および共済掛金に関する事項の審議等を行う委員会です。

JA共済のあゆみ

昭和23年に農協の共済事業が始まってから、60年を超えました。その間、数多くの組合員・利用者をはじめとする地域の皆さまのご理解・ご賛同を得て、JA共済は大きく成長することができました。

これからも、一人ひとりのしあわせのために、皆さまとともに力強く歩んでまいります。

昭和20年代	22年	農協法制定
	23年	北海道で農協共済事業開始
	26年	全国共済農業協同組合連合会(全共連)設立/ 建物共済(現行の団体建物火災共済)を開始
	27年	養老生命共済を開始
	28年	家屋更生共済(現行の建物更生共済)を開始
	29年	農協法の一部改正(現在のJA共済事業の法的基盤が確立)
30年代	30年	農家建物火災共済(現行の火災共済)を開始
	33年	46都道府県に共済連合会の設立が完了
	36年	長期共済保有契約高1兆円を達成/子ども共済を開始
	37年	定期生命共済(現行の団体定期生命共済)を開始
	38年	全共連ビル落成/自動車共済を開始
40年代	41年	自賠償共済を開始
	42年	養老生命共済2型・3型(みのり共済)を開始
	44年	全共連厚木センター開設/ 傷害共済、住宅建築共済を開始
	45年	長期共済保有契約高10兆円を達成
	47年	沖縄県本土復帰により、沖縄県共済連設立/ 養老生命共済5型(みのり共済大地)、(みのり共済ヤング)を開始
	48年	中伊豆、別府リハビリテーションセンター開設/ 建物更生共済2型(建更まもり)を開始
49年	県共連・全共連間のオンラインシステムが本格的に稼働/長期定期生命共済を開始	
50年代	50年	養老生命共済10型(みのり共済大地20)、15型(みのり共済大地30)を開始
	51年	財産形成貯蓄共済、財産形成給付金共済を開始
	53年	農協の全共連加入後、初の臨時総代会開催/ 建物更生共済5型(建更まもり5型)を開始
	54年	長期共済保有契約高100兆円達成
	55年	農機具損害共済、農機具更新共済を開始
	56年	全共連創立30周年/年金共済(いきがい)を開始
	57年	退職年金共済を開始
	58年	終身共済(ちとせ)を開始
	59年	全共連自動車研修センター開設/ 定額定期生命共済(ふれあい)を開始
	60年代	60年
61年		建物更生共済の動産主契約(My家財)を開始
62年		第三次オンラインシステムが稼働
63年		終身共済(よるこびライフ)に改称/ (株)全共連自動車研修センター設立/ 全共連アメリカ投資顧問(株)設立
平成元年		組合オンライン開始/賠償責任共済を開始/全共連ビル別館落成/全共連イギリス投資顧問(株)設立
平成	2年	団体生存共済を開始
	3年	長期共済保有契約高300兆円達成/(社)農協共済総合研究所設立/全国農業みどり国民年金基金設立

平成	4年	CIを導入し、愛称をJA共済に変更/(社)日本共済協会設立/ICA東京大会・ICMIF東京総会開催	
	5年	ボランティア活動共済を開始/全共連ビル新館取得	
	6年	生命総合共済スタート/ JA共済の健康ほっとラインを開始/ 示談代行制度を開始/JA全共連石岡センター開設	
	7年	終身共済・養老生命共済25倍保障を開始	
	8年	子ども共済(えがお)を開始/ 在宅介護モデル施設2か所を認定	
	9年	総資産30兆円突破(JA共済連)/満期専用入院保障付終身共済(花満ち)を開始/終身共済・養老生命共済30倍保障を開始/クーリング・オフ制度を開始	
	10年代	10年	JA共済50周年/JA共済の健康・介護ほっとラインを開始/終身共済(愛のかたち)を開始/子ども共済(えがおプラス)を開始
		11年	終身共済(ゆとりプラス)を開始/ 建物更生共済10型(建更まもり10型)を開始/ 自動車共済(大安心パック)・(超安心パック)を開始
		12年	47都道府県共済連と全共連が一斉統合/積立型終身共済を開始/高額契約掛金優遇制度を開始
13年		JA共済ネットシステム2000(Kinds'00)を稼働/ 共栄火災との提携/自動車共済等級据置特約を開始/JA共済eサービスを開始	
14年		JA共済しあわせ夢くらぶを開始/ がん共済を開始/確定拠出年金共済を開始/ 新退職年金共済を開始/経営管理委員会制度を導入(JA共済連)/自動車共済の割引制度を拡充	
15年		総資産40兆円突破(JA共済連)/共栄火災を子会社化(JA共済連)/定期医療共済(せるふけあ)を開始	
16年		医療共済(べすとけあ)を開始/予定利率変動型年金共済(ライフロード)を開始/建物更生共済(むてき)を開始/自動車共済(あんしんDX)を開始/川崎センター開設	
17年		農協法の一部改正(JA共済事業の法制度の抜本的整備)/JAとJA共済連が共済契約を共同で引き受ける方式に変更/ 自動車・自賠償共済における共済代理店制度を導入/東日本引受センター・西日本引受センター設立	
18年		医療共済(べすとけあ120)を開始/JA共済幕張研修センター開設/健康祝金支払特則付定期医療共済(がんばるけあ)を開始/特定損傷特約付定期医療共済(せるふけあ はなこ/わんぱくマン)を開始	
19年		3Q訪問プロジェクトを開始	
20年代	20年	一時払生存型養老生命共済(たくわエール)を開始/ 引受緩和型定期医療共済(がんばるけあスマイル)を開始/家庭用自動車共済(クルマスター)を開始	
	21年	養老生命共済(みらいのきずな)を開始	
	22年	保険法の施行(保険法に則した約款・手続きへの変更)/新医療共済を開始/JA共済ビル落成	
	23年	子ども共済(すてっぷ)を開始	
	24年	新がん共済を開始/国際協同組合同年	



本誌は地産地消・輸送マイルージに
配慮し、大豆油にかわり米ぬか油を
使用したライスインキで印刷しています。

